

男鹿市規則第 2 2 号

男鹿市商工業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市商工業振興促進条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特認施設に係る事業)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 4 項に規定する風俗関連営業に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。以下この条において同じ。）に掲げる大分類情報通信業のうち、<u>中分類通信業、小分類ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、中分類インターネット附随サービス業及び中分類映像・音声・文字情報制作業（ラジオ番組制作業及び新聞業を除く。）</u>に属する事業</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 日本標準産業分類に掲げる大分類不動産業、物品賃貸業のうち、<u>中分類不動産賃貸業・管理業</u>に属する事業</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 日本標準産業分類に掲げる大分類サービス業（他に分類されないもの）のうち、<u>中分類自動車整備業、機械等修理業及び細分類コールセンター業（インバウンドに限る。）</u>に属する事業</p> <p><u>(9) その他市長が必要と認める事業</u> （常勤の従業員数）</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 2 号に掲げる要</p>	<p>(特認施設に係る事業)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 4 項に規定する風俗関連営業に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。以下この条において同じ。）に掲げる大分類情報通信業のうち、<u>小分類ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業</u>に属する事業</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 日本標準産業分類に掲げる大分類不動産業、物品賃貸業のうち<u>中分類不動産賃貸業・管理業</u>に属する事業</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 日本標準産業分類に掲げる大分類サービス業（他に分類されないもの）のうち、<u>中分類自動車整備業及び機械等修理業</u>に属する事業</p> <p>(常勤の従業員数)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 2 号に掲げる要</p>

改正後	改正前										
<p>件にあつては、算定期間（当該工場等の操業を開始した月から12月ごとの期間をいう。以下同じ。）内における毎月の常勤の従業員数の合計を12で除して得た人数が<u>1人以上</u>となる場合は、当該要件に該当するものとする。</p> <p>（奨励金等の額）</p> <p>第6条 条例第5条第1項第1号に掲げる奨励金の額は、市内に住所を有する常勤の従業員1人につき年額<u>30万円</u>を乗じて得た額の合計額（1工場等につき3年間で<u>4,500万円</u>を限度とする。）とする。</p> <p>2 条例第5条第1項第3号に掲げる施設整備費補助金の額は、条例第2条第1項第7号に掲げる投下固定資産の取得価額に、<u>別表に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額を合算した額</u>（1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、<u>1億5,000万円</u>を限度とする。</p>	<p>件にあつては、算定期間（当該工場等の操業を開始した月から12月ごとの期間をいう。以下同じ。）内における毎月の常勤の従業員数の合計を12で除して得た人数が<u>5人以上</u>となる場合は、当該要件に該当するものとする。</p> <p>（奨励金等の額）</p> <p>第6条 条例第5条第1項第1号に掲げる奨励金の額は、市内に住所を有する常勤の従業員1人につき年額<u>20万円</u>を乗じて得た額の合計額（1工場等につき3年間で<u>3,000万円</u>を限度とする。）とする。</p> <p>2 条例第5条第1項第3号に掲げる施設整備費補助金の額は、条例第2条第1項第7号に掲げる投下固定資産の取得価額に<u>100分の30を乗じ算出した額</u>（1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、<u>3,000万円</u>を限度とする。</p>										
<p><u>別表（第6条関係）</u></p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円まで</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>1億円を超えて2億円まで</td> <td>100分の25</td> </tr> <tr> <td>2億円を超えて3億円まで</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>3億円を超える額</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助率	1億円まで	100分の30	1億円を超えて2億円まで	100分の25	2億円を超えて3億円まで	100分の20	3億円を超える額	100分の10
区分	補助率										
1億円まで	100分の30										
1億円を超えて2億円まで	100分の25										
2億円を超えて3億円まで	100分の20										
3億円を超える額	100分の10										

改正後 改正前

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

商工業部商工促進法関係制度適用指定申請書

年 月 日

商工市長 様

会社所在地
会 社 名
代 表 者
(個人の場合、住所及び氏名)

商工業部商工促進法関係制度適用の指定について(申請)

商工業部商工促進法関係第8条の規定により関係制度の適用の指定を受けたいので、別添事業計画書を添えて申請します。

商工業部商工促進法関係制度適用指定申請書

年 月 日

商工市長 様

会社所在地
会 社 名
代 表 者
(個人の場合、住所及び氏名)

商工業部商工促進法関係制度適用の指定について(申請)

商工業部商工促進法関係第8条の規定により関係制度の適用の指定を受けたいので、別添事業計画書を添えて申請します。

別紙 (略)

別紙 (略)

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

雇用奨励金交付申請書

年 月 日

商工市長 様

会社所在地
会 社 名
代 表 者
(個人の場合、住所及び氏名)

雇用奨励金の交付について(申請)

商工業部商工促進法関係施行規則第7条第1項の規定に基づき、雇用奨励金の交付を受けたいので、申請します。

記

雇用奨励金交付申請額	円
------------	---

雇用奨励金計算内訳

区分	員 数	単 価	金 額
従 業 員		円	円

指定年月日・番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 従業員雇用契約書
- 2 社会保険等加入を証する書類
- 3 奨励金適用指定書の写し
- 4 その他

雇用奨励金交付申請書

年 月 日

商工市長 様

会社所在地
会 社 名
代 表 者
(個人の場合、住所及び氏名)

雇用奨励金の交付について(申請)

商工業部商工促進法関係施行規則第7条第3項の規定に基づき、雇用奨励金の交付を受けたいので、申請します。

記

雇用奨励金交付申請額	円
------------	---

雇用奨励金計算内訳

区分	員 数	単 価	金 額
従 業 員		円	円

指定年月日・番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 従業員雇用契約書
- 2 社会保険等加入を証する書類
- 3 関係制度適用指定書の写し
- 4 その他

改正後

様式第4号（第7条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

男鹿市長 様

所在地

申請者 法人名

代表者

(個人の場合は、住所及び氏名)

男鹿市商工業振興促進条例第5条第1項第2号の規定による固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例施行規則第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 男鹿市商工業振興促進奨励措置適用指定書の写し
- (2) 不動産の登記事項証明書
- (3) 免除申請部分とその他の部分を区別する明細書
- (4) 従業員名簿

(採業開始後最初の1月31日までに提出)

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地

申請者 法人名

代表者

(個人の場合は、住所及び氏名)

施設整備費補助金交付申請書

男鹿市商工業振興促進条例第5条第1項第3号に規定する施設整備費補助金の交付を受けたいので、同条例施行規則第7条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

採業開始年月日	
立地場所	
算定基礎	投下固定資産の額 円
補助金交付申請額 (※1万円未満切捨て)	円

改正前

様式第4号（第7条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

男鹿市長 様

所在地

申請者 法人名

代表者

(個人の場合は、住所及び氏名)

男鹿市商工業振興促進条例第5条第1項第2号の規定による固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例施行規則第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 男鹿市商工業振興促進奨励措置適用指定書の写し
- (2) 不動産の登記事項証明書
- (3) 免除申請部分とその他の部分を区別する明細書
- (4) 従業員名簿

(採業開始後最初の1月31日までに提出)

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地

申請者 法人名

代表者

(個人の場合は、住所及び氏名)

施設整備費補助金交付申請書

男鹿市商工業振興促進条例第5条第1項第3号に規定する施設整備費補助金の交付を受けたいので、同条例施行規則第7条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

採業開始年月日	
立地場所	
算定基礎	投下固定資産の額 円(ア)
(ア) × 10/100	円
補助金交付申請額 (※1万円未満切捨て)	円

改正後

添付資料

- ① 兵庫県工業部所定補助費適用規定書の写し
- ② 土地、建物又は権利取得の売買契約書の写し
- ③ 土地、建物又は権利取得の取得の支払いを明らかにする書類
- ④ 不動産の登記事項証明書
- ⑤ 固定資産台帳の土地、建物、建物附属物又は権利取得のうち申請の対象が確認できる部分の写し
- ⑥ 課税開始日を明らかにする書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

補助金申請額 計算表

算 定 基 礎	投下固定資産の額	円(ア)
①(ア)のうち1億円まで ×30/100		円
②(ア)のうち1億円を超えて 2億円まで×25/100		円
③(ア)のうち2億円を超えて 3億円まで×20/100		円
④(ア)のうち3億円を超える額 ×10/100		円
①~④の合計額		円
補助金交付申請額 (※1万円未満は捨て、額 は1億円)		円

様式第7号 (第7条関係)

施設整備補助金交付決定通知書

記 号 番 号
年 月 日

様
兵庫県市長 印

年 月 日付で申請のあった施設整備補助金の交付について次のとおり決定しましたので、兵庫県工業部所定補助費適用規定第7条第4項の規定により通知します。

記

交付金額 金 円

改正前

添付資料

- ① 兵庫県工業部所定補助費適用規定書の写し
- ② 土地、建物又は権利取得の売買契約書の写し
- ③ 土地、建物又は権利取得の取得の支払いを明らかにする書類
- ④ 不動産の登記事項証明書
- ⑤ 固定資産台帳の土地、建物、建物附属物又は権利取得のうち申請の対象が確認できる部分の写し
- ⑥ 課税開始日を明らかにする書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

様式第7号 (第7条関係)

施設整備補助金交付決定通知書

記 号 番 号
年 月 日

様
兵庫県市長 印

年 月 日付で申請のあった施設整備補助金の交付について次のとおり決定しましたので、兵庫県工業部所定補助費適用規定第7条第4項の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 積算内訳

算 定 基 礎	投下固定資産の額	円(ア)
(ア) × 30/100		円
交 付 決 定 額 (※1万円未満は捨て)		円

改正後	改正前																																
<p>様式第8号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">事業（廃止・休止・変更・承継）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>男鹿市長 様</p> <p style="text-align: center;">会社所在地 会社名 代表者 <small>（個人の場合、住所及び氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">事業（廃止・休止・変更・承継）届出書</p> <p style="text-align: center;"><small>男鹿市商工業振興促進条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり事業を（廃止・休止・変更・承継）したので、お届けします。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指定年月日・番号</td> <td style="width: 70%;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>操業開始年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>廃止・休止 変更・承継</td> <td>年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">承 継</td> <td>譲渡人 ○</td> </tr> <tr> <td>承継人 ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更内容</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 計 画</td> <td><small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small></td> </tr> </table> </div>	指定年月日・番号	年 月 日 第 号	操業開始年月日	年 月 日	廃止・休止 変更・承継	年月日 年 月 日	承 継	譲渡人 ○	承継人 ○	変更内容	変更前	変更後	理 由		事 業 計 画	<small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small>	<p>様式第8号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">事業（廃止・休止・変更・承継）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>男鹿市長 様</p> <p style="text-align: center;">会社所在地 会社名 代表者 ○ <small>（個人の場合、住所及び氏名）</small></p> <p style="text-align: center;">事業（廃止・休止・変更・承継）届出書</p> <p style="text-align: center;"><small>男鹿市商工業振興促進条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり事業を（廃止・休止・変更・承継）したので、お届けします。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指定年月日・番号</td> <td style="width: 70%;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>操業開始年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>廃止・休止 変更・承継</td> <td>年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">承 継</td> <td>譲渡人 ○</td> </tr> <tr> <td>承継人 ○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更内容</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 計 画</td> <td><small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small></td> </tr> </table> </div>	指定年月日・番号	年 月 日 第 号	操業開始年月日	年 月 日	廃止・休止 変更・承継	年月日 年 月 日	承 継	譲渡人 ○	承継人 ○	変更内容	変更前	変更後	理 由		事 業 計 画	<small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small>
指定年月日・番号	年 月 日 第 号																																
操業開始年月日	年 月 日																																
廃止・休止 変更・承継	年月日 年 月 日																																
承 継	譲渡人 ○																																
	承継人 ○																																
変更内容	変更前																																
	変更後																																
理 由																																	
事 業 計 画	<small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small>																																
指定年月日・番号	年 月 日 第 号																																
操業開始年月日	年 月 日																																
廃止・休止 変更・承継	年月日 年 月 日																																
承 継	譲渡人 ○																																
	承継人 ○																																
変更内容	変更前																																
	変更後																																
理 由																																	
事 業 計 画	<small>（承継後に変更又は変更予定のものは、別紙に詳細に記入のこと。）</small>																																
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>																																	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の男鹿市商工業振興促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについて適用し、施行日前に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについては、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。